



高知県立消費生活センター 地域見守り情報

平成30年度の相談状況

平成30年度（平成30年4月～平成31年3月）に、県立消費生活センターに寄せられた相談は2,584件で、前年度（3,121件）に比べて17.2%減少しました。

●60歳以上の契約当事者が多い

60歳以上の契約当事者が全体に占める割合は、ここ5年間で一番高い43%となっています。特に、70歳以上の契約当事者は、前年度より56人増えて637人となり、全体の25%を占めています。

●相談の多い商品・サービスは「放送・コンテンツ等」と「融資サービス」、「インターネット通信サービス」

1位の「放送・コンテンツ等」は、インターネット等のサイト利用に関するワンクリック請求や、架空請求に関する相談で263件（うちアダルトサイト47件、オンラインゲーム17件、出会い系サイト17件）、また、2位の「融資サービス」は183件（主にフリーローン・サラ金161件）、3位の「インターネット通信サービス」は105件となっています。

●架空請求（身に覚えのない請求）に関する相談

架空請求に関する相談は492件で前年度（803件）に比べて大幅に減少しましたが、前年度に引き続き「架空請求」のハガキに関する相談が、多く寄せられています。

アドバイス

- 1、相談件数は減少していますが、手口の悪質化、複雑化が進んできています。
- 2、女性、高齢者の相談件数が増えています。特に、高齢者の方が悪質商法の被害に遭わないためには、自身が高齢者に多いトラブル事例や手口を知るなどの心構え、また周りの方の目配り、気配りなど見守りが重要です。
- 3、不安に感じたり、困ったときは、すぐに消費生活センターや市町村の窓口（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）に相談してください。

